



メールアドレス

パスワード

ログイン

[パスワードをお忘れの方](#)

[新しく企業アカウントを作成する](#)

[確認メールを再送する](#)



年末調整

従業員さま向けマニュアル

年末調整とは、

1月から12月の1年間に支払われた給与に対してかかる源泉所得税の過不足を調整することです。

所得税は年間収入額が確定しないと計算できない仕組みとなっており、毎月の給与からは収入額と扶養家族人数を元にした「仮の所得税金額」が天引きされています。

そこで、年末に正確な源泉所得税を計算し、今まで支払い過ぎている場合は還付され、足りない場合は追加で徴収されます。

お手元に用意いただくもの

各種生命保険等の証明書

生命保険や個人型確定拠出年金（iDeCo）などに加入されている場合、ご自宅に控除証明書が届きます。

住宅ローン控除に関する申告書

- 令和6年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※住宅ローン控除を受ける1年目（ローンを組んだ年）は年末調整では申告できず、確定申告が必要です。
2年目以降は、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けることができます。

中途入社の方は、前職の源泉徴収票（令和6年分のみ）

2024年に前職から給与の支給があった方は、前職で発行された源泉徴収票が必要です。
必要となるのは令和6年分の源泉徴収票のみとなります。

SmartHRの操作に困ったときは？



画面右下に表示された  マークを押すと、各種操作方法をAI型チャットボットにて確認できます。

※ AI型チャットボット（自動応答）は、24時間土日祝日対応です。

※ 従業員さまからSmartHRへ直接のお問い合わせはできません。

※  マークが表示されない場合は、ホーム画面上部「？」マークよりご利用ください。

準備ができたなら、
年末調整を始めましょう！

SmartHRにログインする

ログインページからアクセスする



以下のURLにアクセスし、SmartHRにログインしましょう。通知用メールアドレス設定済みの方はメールも届きます。

<https://n-jpc.smarthr.jp/login>

※ URLをお気に入りやブックマーク登録しておくと便利です



◀☒ 左記の二次元コードからも
ログイン画面にアクセスできます。

! パスワードを忘れたときは？



ログイン画面で

[パスワードをお忘れの方] を押します。

次の画面でご自身の社員番号またはメールアドレスを入力してください。

通知用メールアドレスにパスワード再設定メールが送信されます。

※通知用メールアドレスを設定されていない方には別途ご連絡します。

⚠ メールが届いたがURLをクリックできないときは？



ご利用端末の環境によっては、メール本文のURLが自動的にリンク化されず、クリックできないことがあります。

その場合は、メールに記載されたURLをコピーした後、ブラウザのアドレスバーに直接入力することでページを開けます。

年末調整を開始する

1. [年末調整] を押す



SmartHRホーム上に表示されている
≡マーク > **[年末調整]**
を押します。

1. もしくは、[あなたのタスク] より年末調整のタスクを押す



もしくは、ダッシュボードの
[あなたのタスク] に表示されている
年末調整タスクの [→] を押します。

2. 依頼内容を確認する



表示されたメッセージを確認して、
[回答する] を押します。

※画面に表示されている「管理者からのお知らせ」は、
必ず確認してください。

3. 画面の質問に回答する



9:18 100%

SmartHR

あなたが扶養する家族（税法上の扶養家族）はいますか？16歳未満の扶養家族も対象です

ここでは配偶者以外の家族について確認しています。

今年、扶養する家族がいる場合は、定額減税の対象になります。

今年、退職手当を受け取ったことで扶養から外れた家族がいる場合は、「はい」を選択してください。

詳しくは、[退職手当を受け取った配偶者・扶養親族がいる場合の対応](#)を参照してください。

税法上の扶養家族とは

はい

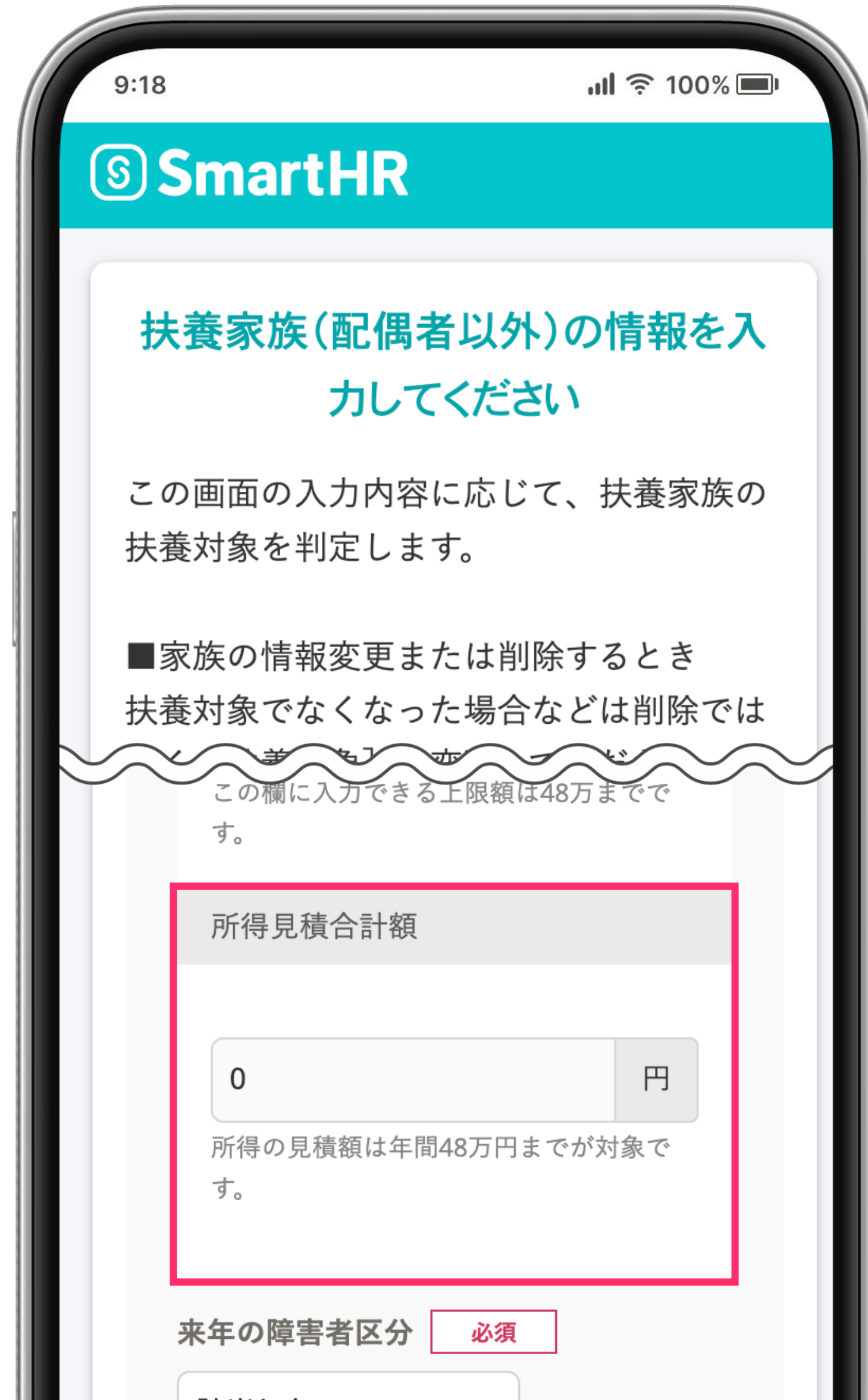
いいえ

画面に表示される質問に回答していきましょう。

※原本などが手元になく、正確な情報がわからない場合は、入力を一時中断してのちほど回答を再開することも可能です。

入力途中で画面を終了した場合は、**閉じた画面の前画面まで**の情報が自動保存されています。入力途中の画面は保存されていないのでご注意ください。

4. 扶養するご家族がいらっしゃる方



9:18 100%

SmartHR

扶養家族(配偶者以外)の情報を入力してください

この画面の入力内容に応じて、扶養家族の扶養対象を判定します。

■家族の情報変更または削除するとき
扶養対象でなくなった場合などは削除では

この欄に入力できる上限額は48万までです。

所得見積合計額

0 円

所得の見積額は年間48万円までが対象です。

来年の障害者区分 **必須**

扶養するご家族の各種収入額などを入力すると、
[所得見積合計額] が自動計算されます。
上限額を超えた場合は**扶養対象外**となりますので、
[扶養しない] を選択し直して先に進んでください。

参考) 収入に含まれないもの

- ・健康保険組合、ハローワークから受ける給付金
例) 傷病手当、産前産後休業手当、育児休業給付、失業給付など
- ・非課税枠の通勤手当 (公共交通機関利用の場合は月額15万円まで)

5. 保険料控除申請対象の方



2024年に支払った保険料がある方は、
ご用意いただいた保険料証明書などを
確認しながら入力してください。

参考) 保険料控除の対象となるもの

- ・ 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料
(終身保険、入院保険、がん保険、所得補償保険、
養老保険、学資保険など)
- ・ 地震保険料
- ・ 個人で納付書や口座振替で支払った国民年金・国民健康保険
(給与から控除されている厚生年金・健康保険料は該当しません)
- ・ 個人型確定拠出年金 (iDeCo)
- ・ 企業型確定拠出年金

[参考] 生命保険料証明書の入力例 ①

生命保険料控除証明書 (介護医療用)

⑦適用制度：新制度

⑤契約者名
須磨 英知 様

③保険種類
医療

④保険期間
終身

証券番号
987654321

契約日
2015年 9月 1日

払込方法
月 払

被保険者
須磨 英知 様

一般	一般生命保険料 円	配当金 (相当額) 円	一般証明額 円
	10,800	＊ ＊ ＊	10,800
介護	介護医療保険料 円	配当金 (相当額) 円	介護医療証明額 円
	2573	＊ ＊ ＊	2573

①くご参考>証明年12月末時点のご申告予定

⑧以下のとおりです。

一般	年間一般生命保険料 円	配当金 (相当額) 円	一般申告額 円
	14,400	＊ ＊ ＊	14,400
介護	年間介護医療保険料 円	配当金 (相当額) 円	介護医療申告額 円
	35,100	＊ ＊ ＊	35,100

②Smart生命保険

1つの保険料控除証明書に 複数の加入保険情報が記載されている場合は、保険の種別ごとにそれぞれ入力してください。
左記の証明書の場合は、「一般の生命保険」「介護医療保険」の2件の入力が必要です。

- ① 保険料種別：「一般の生命保険」と「介護医療保険」の2件
- ② 保険会社等の名称：「Smart生命保険」
- ③ 保険等の種類：「医療」
- ④ 保険期間又は年金支払期間：「終身」
- ⑤ 保険等の契約者の氏名：「須磨 英知」
- ⑥ 保険金等の受取人（氏名）：－（記載なし）
※受取人名の記載がない場合は、
保険証書又は発行元の保険会社にご確認ください。

※1つの証明書に複数の加入保険情報が記載されている場合、
入力した保険ごとに画像データをアップロードしてください。

- ⑦ 区分（新・旧）：いずれも「新」
- ⑧ 申告額：この証明書の申告額は以下となります
 - ・一般の生命保険：14,400円
 - ・介護医療保険：35,100円※上段は証明書が発行された時点での保険料支払い実績です。年内に解約予定がない場合は下段の金額（12月末時点の申告予定額）を入力してください。
解約予定がある場合は、解約までの支払保険料を計算して入力してください。

〔参考〕 生命保険料証明書の入力例 ②

生命保険料控除証明書 (一般用)

ご契約者 須磨 英知 様 ⑤

被保険者 須磨 英知 様

保険料等受取人 須磨 有子 様 ⑥

※保険金等受取人は、ご契約内容に応じて保険金受取人・給付金受取人（被保険者様）等を記載しています。なお、受取人が複数名の場合も、お一人のみ記載しています。

証券番号 XXXXXXXXXX 証券種類 医療保険 証券期間 終身

ご契約年月日 平成23年10月1日 払込方法 月 払 (払込継続中)

〇〇年〇月のお払込金額を下記のとおり証明します。

旧制度 適用	区分	保険料 (A)	円	配当金等 (B)	円	証明額 (A-B)	円
	一般	23,400		0		23,400	
	個人 年金	***		***		***	
新制度 適用	区分	保険料 (A)	円	配当金等 (B)	円	証明額 (A-B)	円
	一般	18,800		***		18,800	
	個人 年金	***		***		***	
	介護 医療	26,100		***		26,100	

【ご参考】 月払い契約で12月分までの保険料をお払い込みの時の申告額は

①⑦ 工場の通りです。

	区分	年間保険料 (イ) 円	年間配当金等 (ロ) 円	申告額 (イ-ロ) 円
旧制度適用	一般	31,200		31,200
	個人年金	***	***	***
新制度適用	区分	年間保険料 (イ) 円	年間配当金等 (ロ) 円	申告額 (イ-ロ) 円
	一般	14,400	***	14,400
	個人年金	***	***	***
	介護医療	34,800	***	34,800

② Smart生命保險

1つの保険料控除証明書に 複数の加入保険情報（種別・区分） が記載されている場合は、保険の種別ごとにそれぞれ入力してください。

左記の証明書の場合は、**合計3件の入力が必要です。**

- ① 保険料種別：「一般の生命保険」が2件、「介護医療保険」が1件
 - ② 保険会社等の名称：「Smart生命保険」
 - ③ 保険等の種類：「医療保険」
 - ④ 保険期間又は年金支払期間：「終身」
 - ⑤ 保険等の契約者の氏名：「須磨 英知」
 - ⑥ 保険金等の受取人（氏名）：「須磨 有子」
 - ⑦ 区分（新・旧）：一般の生命保険は「新」と「旧」、介護医療保険は「新」
 - ⑧ 申告額：この証明書の申告額は以下となります
- ※1つの証明書に複数の加入
記載されている場合、
入力した保険ごとに画像を
アップロードしてください

※1つの証明書に複数の加入保険情報が記載されている場合、
入力した保険ごとに画像データをアップロードしてください。

- ・一般の生命保険（旧）：31,200円
- ・一般の生命保険（新）：14,400円
- ・介護医療保険（新）：34,800円

※上段は証明書が発行された時点での保険料支払い実績です。年内に解約予定がない場合は下段の金額（12月末時点の申告予定額）を入力してください。

解約予定がある場合は、解約までの支払保険料を計算して入力してください。

6. 住宅ローン控除申告対象の方

2024年に支払った住宅ローンがある方は、
ご用意いただいた住宅ローン控除証明書
などを確認しながら入力してください。



7. 内容を確認して「入力を完了」する

回答内容をもとに申告書が作成されます。
記載内容に間違いがないかを確認して、
[入力を完了する] を押してください。

9:18

100%

SmartHR

年末調整はまだ完了していません。
申告書を確認して「入力を完了する」
を押してください

内容に不備がある場合は、回答履歴から該
当の設問に戻ってアンケートに回答し直し
てください。

法 5	4	5	9	9	8	1	あなたの住所 又は居所
税務署長 給与の支払者の 所在地(住所)	100-0001	東京都千代田区千代田1-1-1					〒

保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 別	保 険 等 の 契 約 者 の 氏 名	保 険 金 等 の 受 取 人 の 氏 名	新・旧 の 区 分	あなたが今年中に支払った 保険料等の金額(分税を受け た社会保険等の保険料の金額)	給与の 支払者の 印
スマート生命	10年	森野花子	森野花子	本人	(a) 20,000	円
一般				新・旧	(a)	

入力を完了する

1020 森野 花子さんの回答履歴

8. 原本書類を提出する



保険料控除証明書（紙）、住宅ローン控除証明書などは**原本提出が必要**です。
そのほか、「提出する書類」に表示されている書類も提出をお願いします。

【原本書類の提出方法】

原本が複数枚になる場合は、クリップやホチキスでまとめるなどしてバラバラにならないようお願いします。

よくある質問

⚠ 回答内容の修正：提出前に修正する場合

9:18 100%

SmartHR

扶養家族(配偶者以外)の情報を入力してください

この画面の入力内容に応じて 扶養家族の

- 2 退職予定の確認
✓ いいえ
- 3 氏名・生年月日確認
✓ 修正の必要なし
- 4 現職以外からの給与収入確認
✓ ない
- 5 住所登録内容確認
✓ はい
- 6 12月末時点の住所の世帯主と続柄確認
✓ 正しい

回答の途中で入力ミスに気付いた場合は、画面下部の **【回答履歴】** から修正したい質問を押すと、その質問から回答し直すことができます。

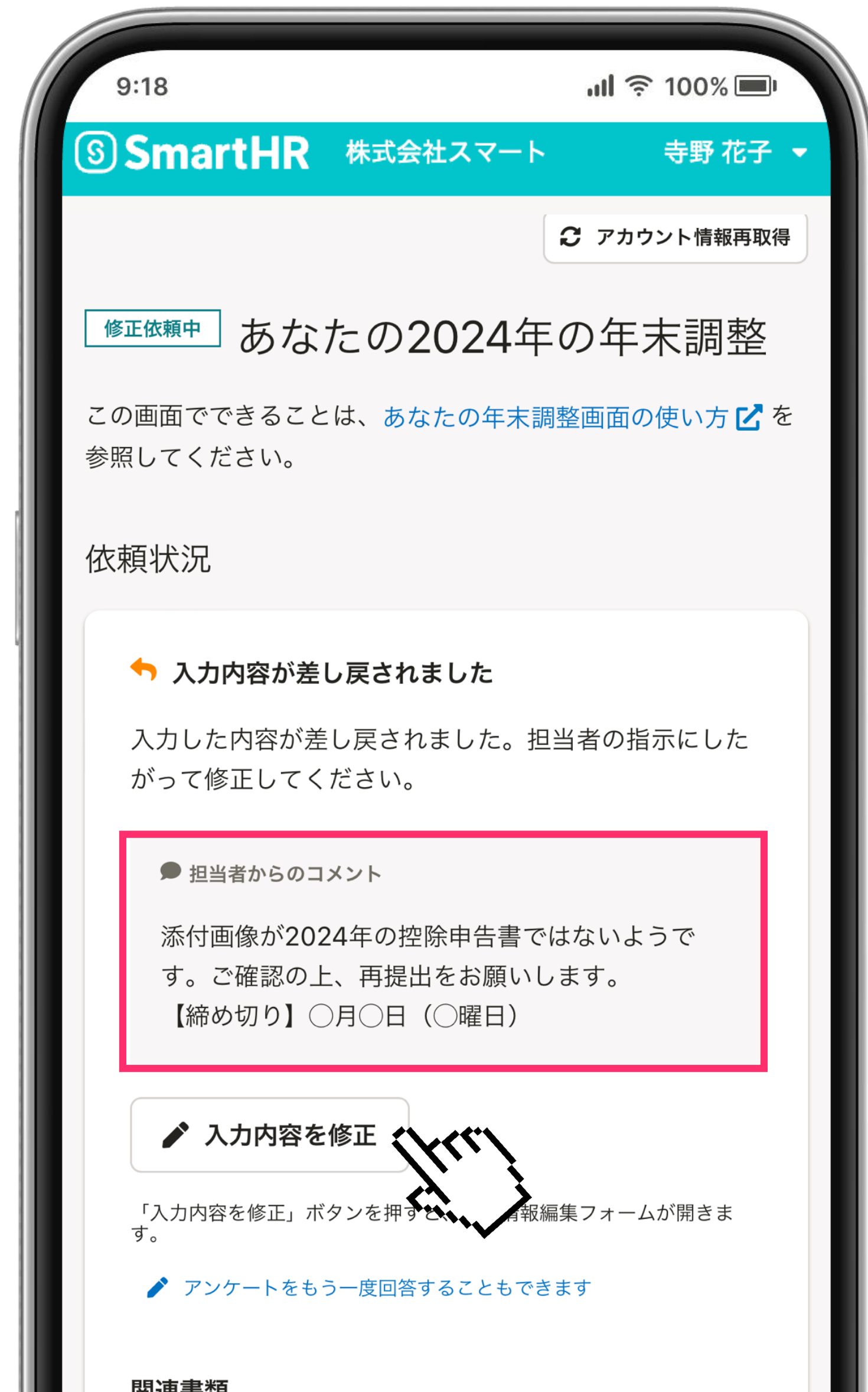
！ 回答内容の修正：提出後に修正する場合



提出後に入力ミスに気付いた場合は、画面の「入力内容を修正」から修正したい項目を選択し、修正の理由を入力すると、情報の修正画面に移動できます

※「修正不可」と表示されている場合は、問い合わせ先担当宛にご連絡ください。

！ 提出内容に不備があり修正依頼が届いた



差し戻しの通知が届いたら、
担当者からのコメントを確認して、
情報を修正、提出してください。



基礎控除申告書に記載される合計所得金額が実態の値と異なる

あくまでも控除対象になるかどうかの判定となる「見積額」を記載する箇所である背景から、所得金額調整控除の対象ではない場合、区分Ⅰの判定区分には、
アンケートの選択肢に応じた一律の金額が記載されます。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得 ○ 所得金額調整控除の対象ではない場合、申告内容に応じて一律の収入金額を記載することがあります。	8,500,000 円	(裏面「4(1)」を参照) 6,550,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額			6,550,000 円

○ 控除額の計算

判定	☒	900万円以下 (A)	48万円
	☐	900万円超 950万円以下 (B)	
	☐	950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	☐	2,400万円超 2,450万円以下	
	☐	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ
A (左のA～Cを記載)
基礎控除の額
480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。



SmartHRの動作環境

■パソコン

Windows

ウェブブラウザ：Microsoft Edge最新版またはGoogle Chrome最新版

※Microsoft Edgeの「Internet Explorerモード」には対応していません。

Mac

ウェブブラウザ：Microsoft Edge最新版またはGoogle Chrome最新版

■スマートフォン

iPhone/iPad

ウェブブラウザ：Safari最新版

Android

ウェブブラウザ: Google Chrome最新版

※スマートフォンではiPhone標準のメールアプリやGmailアプリ、Yahoo!メールアプリなどのアプリ内のウェブブラウザではなく、Google ChromeやSafariなどのブラウザで直接開くようにしてください。

アプリ内のウェブブラウザでの表示は動作環境外となり、正しく動作しない可能性があります。

※動作環境以外の端末をお使いの場合、画面上に動作保証外という表示が出る場合があります。

動作保証外の表示が出た場合は、ブラウザを最新のバージョンにアップデートしてください。

担当部署：総務部

担当者：吉原愛・高井ゆかり

連絡先：0258-89-7577

mako-yoshihara@jpc.co.jp

※対応時間は、平日10:00～17:00となっております。